

区分	取消料
1)次項以外の募集型企画旅行契約	
イ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目(日帰り旅行にあたっては 10 日目) に当たる日以降に解除する場合(口からホまでに掲げる場合を除く)	旅行代金の 20%
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に解除する場合 (ハからホまでに掲げる場合を除く)	旅行代金の 30%
ハ.旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%
ニ.旅行開始当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く)	旅行代金の 50%
ホ.旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
(2)貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。